

第5章 自治体と納税者の関係

第1節 納税義務

1 納税義務の承継

(1) 相続の場合 (法9)

相続があった場合には、その相続人又は相続財産法人 (民法 951) は、被相続人に対する県の徴収金を納付 (入) しなければなりません。

ただし、限定承認をした相続人は、相続によって得た財産を限度とします。

(2) 法人の合併による場合 (法9の3)

法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人に課されるべき又は被合併法人が納付 (入) すべき徴収金を納付 (入) しなければなりません。

2 連帯納税義務

連帯納税義務は、民法の連帯債務の規定を準用します。(法10)

(1) 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負います。(法10の2①)

(2) 共有物、共同使用物、共同事業又は共同行為に係る地方団体の徴収金は、特別徴収義務者である共有者、共同使用者、共同事業者又は共同行為者が連帯して納入義務を負います。(法10の2②)

3 第二次納税義務の意義

本来の納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金を滞納している場合において、本来の納税者等の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その者と一定の関係がある者に対し、本来の納税者等から徴収できない額を限度として、第二次的にその納税義務を負わせようとする制度です。(法11)

主たる納税者等の債務と同一の内容を有する債務ではあるが、主たる納税者等の債務とは別個独立の租税債務です。

この債務は、主たる納税者等の債務に対して、附従性と補充性を有します。

附従性：主たる納税者等の納税義務に生じた消滅・変更等の効力が第二次納税義務者の納税義務にも影響を及ぼすこと

補充性：主たる納税者等に対して滞納処分しても不足すると認められる場合に初めて第二次的に履行の責を負うこと

- | | |
|--------------------|---|
| 4 第二次納税義務を課す場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 合名会社等の社員の第二次納税義務 (法 11 の 2) (2) 清算人等の第二次納税義務 (法 11 の 3) (3) 同族会社の第二次納税義務 (法 11 の 4) (4) 実質課税額等の第二次納税義務 (法 11 の 5) (5) 共同的な事業者の第二次納税義務 (法 11 の 6) (6) 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務 (法 11 の 7) (7) 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 (法 11 の 8) (8) 自動車等の売主の第二次納税義務 (法 11 の 9) |
| 5 第二次納税義務の賦課徴収の手続き | <p>第二次納税義務者から徴収金を徴収しようとするときは、第二次納税義務者に納付 (入) 通知書で告知しなければなりません。(法 11①)</p> <p>第二次納税義務者が当該納付 (入) 通知書に定める期限までに完納しないときは、期限後 20 日以内に納付 (入) 催告書により督促しなければなりません (法 11②)。</p> <p>この納付 (入) 催告書は、一般の督促状と同一の法的性質を有しています。</p> |
| 6 人格のない社団等の納税義務 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 人格のない社団等 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの) は法人とみなされ、地方税法総則の法人に関する規定が適用されます。(法 12) (2) 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合は、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき又は納付 (入) すべき徴収金を納付 (入) する義務を負います。(法 12 の 2) |

第 2 節 納 税 の 告 知

- | | |
|---------|--|
| 1 納税の告知 | <p>地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、これらの者に対し文書をもって納税の告知をしなければなりません。(法 13)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方団体の徴収金のうち納税の告知を要するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 普通徴収の方法によって徴収する地方税 イ 申告納付 (入) の方法によって徴収する地方税のうち、更正又は決定に係る税額又は納入金 ウ 滞納処分費を除く附帯金 (督促手数料、延滞金、加算金) (2) 納税の告知の性質 |
|---------|--|

納税の告知は、徴収決定した税額の通知（租税債権の確定の通知）とその税額の履行の請求（具体的な納期限の指定）という2つの性質を有します。

(3) 納税の告知の効力

納税の告知の効力は、納税の告知書が納税者又は特別徴収義務者に送達された時に生ずる。納税者又は特別徴収義務者に納税の告知書が到達した日に、既に納税の告知書で指定した納期限が経過しているときは、納税の告知は無効です。

(4) 納税告知文書（納税通知書）の必要的記載要件

- ア 納付（入）すべき金額
- イ 納付（入）の期限
- ウ 納付（入）の場所
- エ その他必要な事項（根拠法令の規定、当該納税者等の住所氏名、税率など）

2 繰上徴収

納税者又は特別徴収義務者が一定の要件に該当する場合において、納期限まで待っていては徴収金を徴収することができないと認められるときは、納期限の到来を待たず、直ちに徴収に必要な手続をとることができます。（法13の2）

繰上徴収ができる徴収金は、原則として既に納付（入）の義務の確定した徴収金であり、その手続は次のとおりです。

- ア 納税の告知がなされていない場合は、納税告知書に繰り上げた旨とその期限を記載して通知します。
- イ 既に納税の告知をした徴収金又は告知を要しない徴収金の場合は、納期限を変更する旨を記載した書面により行います。

3 納税告知文書の送達

(1) 郵便による送達

通常の取扱いによる郵便により書類を発送したときは、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定します。（法20④）

(2) 交付送達

基本的には、書類を送達すべき場所で送達を受けるべき者に書類を交付して行う方法をいうが、次の方法によっても行うことができます。

ア 出会送達（法20②）

送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所以外の場所で送達を受けるべき者に会った場合には、その者が受領拒絶の意思表示をしない限り、その出会った場所で交付することができます。

イ 補充送達（法20③（1））

送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合には、送達を受けるべき者の使用人その他の従業者又は同居の者が書類の受領について相当のわきまえのある者に書類を交付することができます。

ウ 差置送達 (法 20③ (2))

送達を受けるべき者、その使用人その他の従業者及び同居の者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由 (あて名の誤記等) がなく書類の受取りを拒んだ場合は、送達すべき場所の玄関、郵便箱等に書類を差置くことができます。

(3) 公示送達 (法 20 の 2)

書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達することができます。

公示送達をした場合には掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類が相手方に到達したものとみなされます。

第3節 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整

1 地方税優先の原則

地方団体の徴収金は、納税者等の総財産について、すべての公課 (滞納処分の例により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費を除く。) その他の債権に先だって徴収します。(法 14)

2 強制換価手続費用及び滞納処分費の優先

- (1) 強制換価手続の費用の優先 (法 14 の 2)
- (2) 直接の滞納処分費の優先 (法 14 の 3)

3 地方団体の徴収金のうちの優先順位

地方税並びにその延滞金及び加算金を徴収すべき場合において、地方税は延滞金・加算金に先だって徴収します。(法 14 の 5①、20 の 9 の 4②)

滞納処分費については、その徴収の基となった地方団体の徴収金に先だって配当し、又は充当します。(法 14 の 5②)

4 租税間の優先劣後

- (1) 差押先着手による地方税の優先 (法 14 の 6)
- (2) 交付要求先着手による地方税の優先 (法 14 の 7)

(3) 担保を徴した地方税の優先 (法 14 の 8)

5 私債権が優先する場合

- (1) 法定納期限等以前に設定された質権の優先 (法 14 の 9)
- (2) 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先 (法 14 の 10)
- (3) 譲受前に設定された質権又は抵当権の優先 (法 14 の 11)
- (4) 不動産保存の先取特権等の優先 (法 14 の 13)
- (5) 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先 (法 14 の 14)
- (6) 留置権の優先 (法 14 の 15)
- (7) 法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等 (法 14 の 17)

6 担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収

納税者等が、地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者が法定納期限等後に質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者等の財産から徴収金の全額を徴収できないと認められるときに限り、質権者等が強制換価手続において受けるべき配当金のうち、一定額の地方団体の徴収金を徴収することができます。(法 14 の 16)

7 譲渡担保権者の物的納税責任

納税者が、地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものがあるときは、その者の財産について滞納処分をしてもなお地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から徴収金を徴収することができます。(法 14 の 18)

8 地方税及び国税等と私債権との競合の調整

法、国徴法又は民法等に定める優先順位の規定によって換価代金を配当することとした場合において、それぞれの優先順位が互いに交錯するため配当の順位が定まらない場合は、次に掲げるところにより配当する順位を定めます。(法 14 の 20)

- ① まず、地方税、国税等及び私債権に対して常に優先する費用又は債権に充てます。
- ② 次に、地方税、国税等については法定納期限等、私債権については設定等の時期の順序により、租税グループと私債権グループに充てるべき総額を定めます。
- ③ ②により定めた租税グループの総額を、法第 14 条又は法第 14 条の 6 から第 14 条の 8 までの規定等により順次地方税、国税等に充てます。
- ④ 同じく②により定めた私債権グループの総額を、民法等の規定により順次私債権に充てます。

第4節 不服審査・訴訟

- | | |
|----------------|---|
| 1 不服申立て | 県税の課税や徴収などの処分について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に富山県知事に対して（県たばこ税などを除き、処分をした総合県税事務所長経由で）審査請求をすることができます。 |
| 2 処分の取消しを求める訴え | <p>審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）当該処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次のような場合には、当該判決を経ないで訴えを提起することができます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。3 その他判決を経ないことに正当な理由があるとき。 |